

地域生活支援拠点等事業ってどんなことをしているの？

地 域生活支援拠点等事業とは、障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援するための機能(相談支援、緊急時支援、体験の機会・場の提供、専門の人材育成の確保・養成、地域支援の体制づくり)を整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築したものです。

美郷町では、サービスを提供する事業所と連携しながら、障がいのある方の生活を地域全体で支える体制(面的整備型)として平成31年4月に整備しました。

【相談支援】障がい者福祉に関わることで困ったことがあればいつでも相談ができます。相談支援事業所や町福祉保健課で対応します。

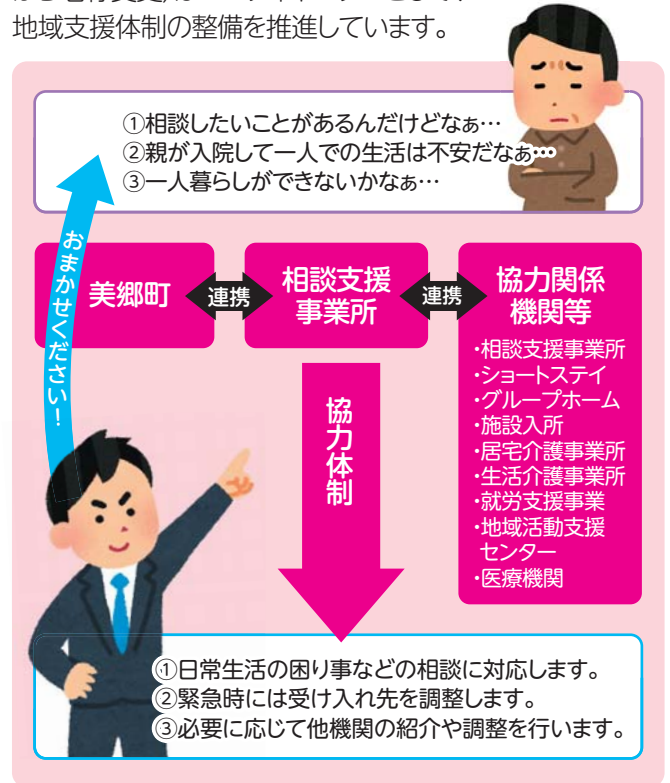
【緊急時支援】介護者が急病・死亡・ケガをした場合、障がい児者が被災した場合、虐待等の緊急事態が発生し支援が必要となる場合に障がい児者の安全な受け入れ先の確保を行います。

※事前に相談し、手続きを済ませておくことで緊急時に備えることができます。お早めに相談支援事業所等へご相談ください。

【体験の機会・場の提供】グループホームの利用や一人暮らし体験の機会等の提供について相談できます。

【専門の人材育成の確保・養成】どのような障がいをお持ちの方でも、お住まいの地域で安心した支援が受けられるよう、支援者の専門性の確保・養成を行います。

【地域支援の体制づくり】左記の役割等、地域で切れ目のない支援が円滑に推進されるように調整します。「相談支援事業所 あいなび」(7月より「相談支援事業所 サンワーク六郷」から名称変更)はコーディネーターとして、地域支援体制の整備を推進しています。



障がいのある方やご家族の方へ 一悩みを抱え込んでいませんかー 「相談支援事業所」へお気軽にご相談ください

美郷町は、障がいのある方の支援に関する専門知識を有する「相談支援事業所」に、悩みごとの相談を受け付ける業務を委託しています。「相談支援事業所」では、相談

支援専門員や精神保健福祉士が障がいのある方やご家族などからの相談に応じ、必要な指導や助言を行っています。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください。

相談先	相談支援事業所 あいなび (旧称:相談支援事業所 サンワーク六郷)	地域生活支援センター のぞみ	かくまがわ
対象者	身体・知的障がいのある方や そのご家族など	精神に障がいのある方や そのご家族など	知的障がいのある方や そのご家族など
相談日	月～金曜日、第1・3土曜日	月～金曜日	月～金曜日
相談時間	月～金曜日：午前9時～午後4時 第1・3土曜日：午前9時～午後3時	午前9時～午後4時 ※相談は予約制です。事前に 電話で予約してください。	午前8時30分～午後5時30分
住所	美郷町六郷字馬場95-5 拠点センターあいなび内 ※7月から名称と住所が変わりました。	横手市平和町3-30 よねやMGビル1階 102・103号室	大仙市角間川町字八幡前285-1
電話番号	0187(84)1208	0182(35)5781	0187(65)2003

問●美郷町総合支援協議会事務局(町福祉保健課内) ☎0187(84)4907

7月31日(水)は固定資産税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないかご確認ください

町税や各種使用料などの納付には口座振替が利用できます

■各税の納期限 (口座振替日)

項目	期別	納期限 (口座振替日)	期別	納期限 (口座振替日)
固定資産税	2期	7月31日(水)		
国民健康保険税(普通徴収)	1期・一括	7月31日(水)		
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	1期・一括	7月31日(水)		
町県民税(普通徴収)			1期・一括	7月1日(月)

①町税 ②水道使用料 ③下水道使用料 ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料 ⑥児童クラブ利用料 ⑦こども園利用料 ⑧学校給食費 ⑨下水道受益者負担金 ⑩後期高齢者医療保険料

口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 北都銀行 ○秋田銀行 ○羽後信用金庫
 - 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行
- ※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

口座振替がとても便利です

口座振替のメリット

- ・料金のお支払いに出向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料は掛かりません。

■国民健康保険税の減免申請期限は7月24日(水)です

生活困窮等に該当する方は減免の対象となる場合があります。また、失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに町税務課へご相談ください。

※減免の申請は納税通知書がお手元に届いてからとなります。

※納期限を過ぎたものや、すでに納付されたものは減免できませんのでご注意ください。

※減免申請は町税務課で受付しています。各出張所では受付していませんのでご注意ください。

問 町税務課 ☎0187 (84) 4902

国民健康保険税についてのお知らせ

資産割額を廃止し、3方式になりました

平成31年度(令和元年度)の国民健康保険税の納税通知書を7月上旬に送付します。国民健康保険加入世帯の世帯主さまへ発送しますので内容をご確認ください。

※介護保険分は40歳以上65歳未満の方が対象です。

■平成31年度(令和元年度)の税率

	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 ※
所得割額(所得に応じて計算)	6.6%	2.7%	1.7%
均等割額(加入者数に応じて計算)	23,800円	8,000円	7,500円
平等割額(1世帯いくらと計算)	22,000円	7,000円	4,300円
賦課限度額(上限額)	61万円	19万円	16万円

■軽減制度の拡大

国民健康保険加入者全員および世帯主の前年中の所得合計額が一定基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減される制度があります。算定において被保険者等の数に乘すべき所得基準金額を次のとおり改正しました。

	改正前	改正後
5割軽減	27万5,000円	28万円
2割軽減	50万円	51万円

※所得不明(未申告)の方がいると、軽減が受けられない場合があります。詳しくは下記へお問い合わせください。

■特別徴収(年金からの天引き)

次の3項目すべてに該当する方は、特別徴収(年金天引き)となります。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者となっている。
- ②世帯内の国民健康保険の被保険者の方が全員65歳以上74歳以下である。
- ③対象の年金額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料を合わせても年金額の2分の1を超えていない。

これらの要件から外れた場合や税額に変更があった場合は、自動的に天引きが中止となり普通徴収に変更されます。

なお、特別徴収が不都合な場合は、申し出により口座振替に変更することもできますので、下記へご相談ください。

【納付が困難なとき】特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにせずお早めに町税務課へご相談ください。

問 町税務課 住民税班 ☎0187 (84) 4902